

令和8年度 萩市保育園等現況届のご案内

現況届を提出されない場合は令和8年4月1日以降の継続入所はできません

提出締切

令和7年12月12日（金曜日） ※ 期限厳守 ※

提出先

令和7年度に入所している保育園・認定こども園

（萩市子育て支援課や総合事務所ではありませんのでご注意ください）

基準日

令和8年4月1日時点

（記入時の情報を記入しないでください。令和8年4月1日時点の予定情報で記入してください）

提出書類

- ① 子どものための教育・保育給付認定申請書（現況届）
- ② 「保育の必要性の事由」を証明する書類

1.「保育の必要性の事由」及び「証明書類(添付書類)」

保育園を利用する場合は、常に「保育の必要性の事由」が必要となります。

現況届に令和8年4月1日時点の状況（予定）を記載の上、「保育の必要性の事由」を証明する書類を添付してください。

保育の必要性		利用できる期間	「保育の必要性の事由」を証明する書類
就 労	被雇用者	就労期間中（最長で就学前まで）	◆就労証明書（※1）
	自営業・自営業手伝い 農業・漁業等	就労期間中（最長で就学前まで）	◆就労証明書（※1）
妊娠・出産		産前・産後の各2カ月間（※2）	◆就労以外の状況等申立書 ◆母子手帳の写し（分娩予定日の記載ページ）
育児休業		育児休業の対象児童の 1歳の誕生日の前日まで（※3）	◆就労証明書 ◆育児休業に伴う保育園等継続入所申立書
保護者の疾病・障がい		療養を必要としなくなるまで （診断書の証明期間）	◆就労以外の状況等申立書 ◆添付書類（①は必須・②はお持ちの場合） ① 医師の診断書（所定様式あり）（※4） ② 障害者手帳等の写し
同居又は長期入院等している 親族の介護・看護		介護・看護を必要としなくなるまで （診断書の証明期間）	◆就労以外の状況等申立書 ◆添付書類（①は必須・②はお持ちの場合） ① 医師の診断書（所定様式あり）（※4） ② 障害者手帳等の写し
災害復旧		災害復旧にあたる必要な期間	◆就労以外の状況等申立書 ◆り災証明書
求職活動		年度内通算90日以内（※5）	◆就労以外の状況等申立書 ◆ハローワーク受付票の写し
就学		通学期間中	◆就労以外の状況等申立書 ◆在学証明書
虐待やDVの恐れがある		必要な期間	事前に子育て支援課にご相談ください
市長が特別の事情があると認める場合			

書類提出における注意点

- ※1 就労証明書は、被雇用者の方、自営業の方を問わずに就労証明書の提出が必要となります。
記載方法等については別紙「記載要領」をご参照ください。記載要領はホームページにも掲載しています。
また、就労証明書の内容に虚偽があった場合は、入所を取り消します。
就労証明書の無断作成、改変等を行った時には、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ※2 「妊娠・出産」を理由に入所された場合は、産後2か月で必ず退園となります。
- ※3 育児休業を理由に継続入所ができる期間は、最長で育児休業の対象児童の1歳の誕生日の前日までです。
1歳の誕生日までに復職されない場合は退園となります。但し、育児休業対象児童の1歳の誕生日の前日時点で、入所児童が年長児（5歳児クラス）で、かつ育児休業が延長される場合は、年度末までの入所が可能です。
- ※4 「医師の診断書」については所定様式を必ずご使用ください。
診断書の問いのうち「問3」について、対象者の方が家庭内保育が困難であることが証明されない場合、保育の必要性の事由としては認められません。
- ※5 求職活動の場合、期間満了日までに就労への変更手続きがなされない場合は退所となります。
- ★ 同じ世帯で複数の児童を申請する場合は、「保育の必要性の事由」を証明する書類は1組で対応できます。
現況届（継続利用）と新規申込のどちらも提出が必要な場合は、新規申込児童の書類に添付してください。
現況届（継続利用）は施設に提出してください。
- ★ 令和7年4月1日時点で64歳以下の祖父母と一緒に住まいの場合（世帯分離は問わない）は、祖父母の保育の必要性の事由も必要です。

2.利用者負担額(保育料・副食費)

保育料額、副食費の徴収有無については、保育園に入所している児童の年齢（対象年度4月1日時点の年齢）、保護者（父母）及び同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者の市民税額によって決定します。

対象年齢	内容	算定対象課税年度
3～5歳児クラス	副食費	令和8年4月分から令和8年8月分 ⇒令和7年度市民税額（令和6年中の所得） 令和8年9月分から令和9年3月分 ⇒令和8年度市民税額（令和7年中の所得）
0～2歳児クラス	保育料	

- [1] 年度途中で誕生日を迎えて3歳になった場合も、当年度中の保育料は変更となりません。
- [2] 同居の祖父母どちらかが、入園児童または児童の保護者を税の扶養にとっている場合は、扶養にとっている祖父母の課税額を合算して算定します。
- [3] 入園児童の保護者が萩市外にお住まいの場合、お住まいの市区町村が発行する「所得課税証明書」の提出が必要です。
課税証明書が提出されない場合は、高額な保育料となることがあります。
- [4] 0～2歳児クラスであって、出生順第2子以降の児童は世帯の所得に関係なく「保育料」は無償です。
- [5] 3～5歳児クラスであって、年収360万円未満相当世帯の場合は「副食費」も無償です。
- [6] 同一世帯の児童が2人以上同時に入所している場合、年齢が最も高い子どもの保育料もしくは副食費のみ徴収します。
- [7] 保育料・副食費以外に、施設毎の実費負担や特定負担等をご負担いただきます。

3.保育の必要性の事由が変更となる場合

就労先や就労時間、保育の必要性の事由が変更となる場合は、必ず変更手続きが必要です。

例えば、出産予定日の2か月前や就労先・就労時間の変更があった場合、また仕事を辞めた場合などが該当します。

変更が生じた場合は、現在利用されている保育園や認定こども園、または子育て支援課でお手続きください。

また保育の必要量（利用時間）は就労時間等や保育の必要性の事由により「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。

保育の必要性の事由が「求職活動」または「育児休業」の場合は、必ず「保育短時間」の利用となります。

4.令和8年度から転園を希望される場合

提出方法： 認定申請書（現況届）等とあわせて「保育所等転園届」を利用中の保育園・認定こども園へ提出する。

提出書類： 保育所等転園届（現在利用されている施設からお受け取りください）

留意事項： 新規入所申込者と同じ基準・条件で選考しますので、転園ができない場合があります。

また保育所等転園届には第5希望までご記入ください

（現在利用されている施設も記載される場合は、その希望まででも問題ありません）

5.入所・転園の選考について

ご希望の保育園等の入所希望者数が、各園の受入人数を超える場合は「選考」となります。

優先順位は、保護者の就労状況（就労日数・時間等）や世帯状況（ひとり親世帯等）、日中の保育の必要な状態等を考慮し、点数制で決定します。

なお、新規入所や転園の選考時に、園児や兄弟姉妹の利用者負担額（保育料・副食費）の滞納がある場合は減点となりますのでご注意ください。

6.令和8年度からの新規申込も同時に必要な場合

新規申込も必要な場合は、保育の必要性の事由を証明する書類は、兄弟・姉妹で1組で対応できます。

但し、「保育の必要性の事由」を証明する書類である就労証明書や診断書などは、必ず「新規申込」の書類に添付してください。

＜参考＞萩市内の保育園・認定こども園

施設名	開所時間	一時	乳児	障がい	休日	24時間	延長	留意事項
椿東保育園	午前7時～午後7時	○	○	○			○	見島保育園の利用 見島保育園の入所相談は 随時受け付けています。 ご希望の方は見島保育園 に直接ご相談ください。
越ヶ浜保育園	午前7時30分～午後6時30分		○	○				
越ヶ浜保育園大井分園			○	○				
椿保育園			○	○				
三見保育園			○	○				
山田保育園		○	○	○				その他サービス利用 一時預かり事業、休日保 育事業、24時間保育事 業を利用される場合は別 途手続きが必要となりま す。
川上保育園		○	○	○				
田万川保育園		○	○	○				
むつみ保育園		○	○	○				
須佐保育園		○	○	○				休園中の保育園
あさひ保育園		○	○	○				
紫福保育園		○	○	○				あさひ保育園佐々並分園 （令和2年4月1日～）
見島保育園	午前8時30分～午後4時30分			○				
日の丸保育園	午前7時～午後8時	○	○	○		○	○	福川保育園 （令和5年4月1日～）
住の江保育園	午前7時～午後7時		○	○	○		○	
大島保育園	午前7時30分～午後6時30分		○	○				相島保育園 （令和3年4月1日～）
春日保育園	午前7時～午後7時		○	○			○	
萩幼稚園	午前7時30分～午後6時30分		○	○				田万川保育園小川分園 （令和6年4月1日～）
萩光塩学院幼稚園	午前7時30分～午後6時30分		○	○				
くすのき保育園	午前7時30分～午後6時30分		○	○				